

熊谷市史編さん委員会条例

平成 19 年 6 月 29 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 熊谷市史（以下「市史」という。）の編さんのため、熊谷市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 編さん委員会は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市史の編さんに関する基本方針及び基本計画について調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 編さん委員会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化財保護審議会委員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民団体の代表者
- (5) 公募による市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 編さん委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、編さん委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 編さん委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 編さん委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 編さん委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、編さん委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。